

発行所(郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel(212) 4007-1447
編集責任者 高須裕三
印刷所 関東図書株式会社
定価50円(年間購読料500円)
1971年7月1日発行
第3巻第7号
(毎月1回1日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 3 No. 7

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

経団連会館で日瑞基金会員総会

今秋第一期研究員を派遣へ

The Second General Meeting of Japan Sweden Foundation
was held at Keidanren-kaikan to make concrete its activity
plan, budget, various provisions, etc.



日瑞基金総会で経過を説明する右から西村専務理事、土光会長、堀越理事、花村評議員



六本木に建設が進むスウェーデンセンター

スウェーデンの実業家アルネ・ベルグランド氏の提唱に基づいて昨年10月発足した日本側日瑞基金は、去る5月28日東京・大手町の経団連会館で第2回会員総会を開催した。

総会は土光敏夫会長(東京芝浦電気社長)が議長となって進められ、理事の補充、選考受入委員の選出、各種規定、事業計画・予算案などを議決し、活動はいよいよ具体的段階を迎えることになった。同基金は今後早急に派遣研究員を募り、この秋には第1期研究員をスウェーデンへ送り出したいとしている。本年度の派遣分野は産業技術関係に絞られるが、次年度より漸次、医学、社会科学、人文科学、自然科学、文化の各領域にまで広げられる。

日瑞基金は単に留学生の交換を行なうだけでなく両国間の知識・情報の交流や相互理解の促進に必要な事業も行なう。

基金の専務理事には西村光夫氏(スウェーデン社会研究所長)、派遣・受入委員会委員長には岡村誠三氏(スウェーデン理工学アカデミー会員、京都大学教授)、同委員に沖中重雄氏、茅誠司氏、川端康成氏、東畑精一氏、松本重治氏をそれぞれ選出した。

これに呼応するスウェーデン側の基金は目下設立準備が進んでおり、この秋にスタートの予定。

東京・六本木にスウェーデンセンター

Sweden-Centre under construction at Roppongi

六本木の国際文化会館坂下に、スウェーデンセンターの建設工事が急ピッチで進められている。これは日本とスウェーデンとの通商拡大および振興のために、スウェーデン政府が肩入れしてスウェーデンセンター・ジャパン株式会社(Sweden Centre Japan AB, 政府58%、民間42%出資、本社ストックホルム)が設立されたが、
(12頁へつづく)

日 瑞 基 金 の 発 足

About the Japan Sweden Foundation

所 長 西 村 光 夫

Prof. Teruo Nishimura

さきに本誌上にも紹介された日瑞基金が、両国において準備段階を終り、いよいよ発足の運びとなったことはまことに喜ばしい。以下こんにちに至る経過の概要を記しておきたい。

1968年春スウェーデンの実業家アルネ・ベルグランド氏が来日し、チェルベリ（スウェーデンの有力商社）の重役井上金太郎氏を介してわたくしを訪ねられた。同氏は国際的に活動している若い実業家であるが、同時に国際社会の改善に奉仕したい熱意をもつ理想家であり、かつ年来の親日家である。かれはそのとき右の二つをつなぐ一案をもってきていて、わたくしに協力を依頼した。その一案が両国の学生交換事業を主軸とする日瑞基金設立案である。

わたくしはその趣旨に賛成して、かれとともに有力者を訪れて、協力を乞うた。川端康成氏がまさきに承諾され、わが研究所の松前会長、大平理事長ももちろんこれに加わった。基金の資金関係については経団連と相談し、その快諾を得ることによって実現性が約束されることになった。こう書けば簡単なようであるが、実際にはかなりの時と手間とが必要であった。68年秋ストックホルムのベルグランド氏のオフィスで2人の名による基金の綱領をつくり、ベルグランド氏はそれをたずさえてスウェーデン側の工作をするとともに、69年春にはまた来日して日本側の工作に努力した。その後はこのステートメントが骨子となって漸次具体化が図られたのであるが、簡単に申すと、(1)東京とストックホルムとにそれぞれ日瑞基金 Japan-Sweden Foundation を設立する。(2)基金は当初数年は必要資金を年次ベースで取得する。(3)当初は、2、3人の研究者を相互に派遣し、受入れることとし、将来は、5、6人に増加する。(4)派遣者は帰国後の連けいを保つようにし、両国間の知識情報の交換、ひいては親善の増進に資するという趣旨である。

1970年にはいるとスウェーデン側の機運も漸次熟してきて、ロイヤル・スウィーディッシュ・アカデミー・オブ・エンジニアリング・サイエンス (IVA とよばれる)、産業連盟 Federation of Swedish Industries スウェーデン研究所 Swedish Institute (政府直轄の知識、情報機関)の三つの機関が母体となって、基金を創設するという段取りになった。このようにスウェーデン側では官民を含めた挙国的な体制でことを進めることに

なったので、日本の場合に較べて設立の具体化にどうしても多少手間取ることになった。70年の8月にわたくしはストックホルムを訪れてその進行状況を確認し、かつ設立の促進を促した。政府はわたくしのため三機関の代表と会談する機会を作ってくれ、わたくしは日本側の状況を伝えるとともに、向こうの熱意を知って安心を得た。そうした背景の下で、10月27日、日本側は東京の経団連会館で設立総会を開く運びとなった。

総会にはかねて経団連から維持会員として資金的協力をお願いし、承諾された法人の代表および経団連からは土光、堀越両副会長、花村専務、それに京大の岡村教授、松本重治氏等、当研究所からは高須理事とわたくしが出席、土光氏が議長として、設立趣旨、運営方針、規約、役員委嘱等につき説明、種々論議の上滞りなく議事の可決をみ、ここに正式に基金の設立をみた。

越えて今年に入ってから、5月スウェーデン側の本極りになった情報をたずさえてベルグランド氏が来日し、経団連幹部やわたくしどもと懇談したが、そこでスウェーデン側の20名の理事も明らかにされ、また基金の名称も日瑞調査研究基金 Japan-Sweden Research Foundation と称ぶことになったとのことであった。それと関連して、両国相互の研究調査という面が一層重要視されることとなり、日本側ではその点当研究所の機関を役立てることとなり、基金と研究所は将来にわたり車の両輪のような密接な関係を打ちたてなければならぬことが認められた。さらにまた人員の派遣も、当初考えられた学生の定期的（原則2年）留学だけでなく、教授や専門家の短期派遣も行いたいという意向も開陳され、当方もそれを諒解した。

要するにスウェーデン側では官民一体となって、基金の今後の活動と発展とに大いに力こぶを入れようとしていることが一層明瞭となり、こちら側としてもこれに応ずる構えをもたなければならぬとの印象を強くしたのである。

次いで5月28日、経団連会館で基金の総会と理事会とを開催し、右に述べたような発展を基礎として、昭和46年度の活動方針と予算の審議を行な

った。土光会長が議長となり議事が進められたが、今後の方針として研究員派遣の実施要項、法人維持会員増加、派遣員選考委員会の設置、理事、評議員の追加委嘱、西村への専務理事委嘱、予算の承認等が決められた。選考委員会は理事中より選任されるが、委員には川端康成、沖中重雄、茅誠司、東畑精一、松本重治、岡村誠三の諸氏が選ばれ、岡村氏が委員長長の席につかれることとなった。派遣員は最初二人とし、産業技術関係に人を求め、早速本年度から送り出す予定とした。すなわちここに基金は実際上の活動段階にはいったわけである。基金の事務は差当りスウェーデン社会研究所が扱うことになり、研究所はそれだけ多忙になるが、前記のように将来は調査研究の面でも基金に協力しなければならないこととなるので、研究所の活動面は一層の拡大が予想されることとなった。研究所と基金とが相まってそれぞれの目的を成功的に果してゆく日のことを考えるとまことに楽しい想像が湧いてくるのであるが、その道程には色々の困難も生じてこようかと思われる。この機会に各方面の御理解と御協力を切にお願いする次第である。

【解説】

「日瑞基金」はスウェーデン語で“Japansk-svensk forskningsstiftelsen”と呼ばれ、英語では“Japan Sweden Research Foundation”と呼ばれる。

日本とスウェーデンとにそれぞれタイアップして設立され、留学研究生の交換、知識・情報の交流などを通じて両国関係の緊密化をはかり、相互の発展に寄与することを目的として運営される。

日本側は昨年10月27日、およそ50の関係会社に呼びかけ、東京・大手町の経団連会館で総会を開いて基金の設立を決議した。会長に土光敏夫氏を選び、スウェーデンに関係ある有力企業に対してさらに協力を呼びかけることになり、30人の理事と2人の監事を委嘱した。この中には経済界以外に、大平正芳、岡村誠三、川端康成、西村光夫、松本重治などの各界の顔ぶれがある。基金の組織は当分の間任意法人で運営され、年々の必要経費は会費で賄われるが、将来は財団法人に改組されることになっている。

土光会長はこの総会でつぎのように挨拶した。「昨年4月、スウェーデンのMercator Trading Co.社長のアルネ・ベルグランド氏が、経団連堀

越副会長を訪問し、日本・スウェーデンの両国の科学技術等の分野におけるスカラシップ留学生の交換を目的とする財団設立計画を説明され、経団連の協力を要請してきた。その後同氏は再三経団連を訪問され、またスウェーデン理工学アカデミー専務理事のプロフルト博士も来訪されて、財団設立の具体策および推進方について協議を重ねていかれた。また、私が昨年9月に経団連が派遣した経済使節団の団長としてスウェーデンを訪れた際にも、先方の経済界首脳および政府要人より日瑞基金設立の話しがあり、大いに賛意を表してきた次第である。

わが国とスウェーデンとは互いに遠隔地にあるが、最近両国とも科学技術、産業、社会ならびに文化の各分野において急速な発展を遂げ、その関係も次第に緊密の度を深めつつあるので、このような時に両国の優秀な学生等の交流を通じて、両国の一層の緊密化をはかることは、誠に時宜を得た有意義なことだと思う。」

基金の事務局は差当たりスウェーデン社会研究所内に置かれて、スウェーデン側基金との連絡、選考・派遣に必要な事務などを行なう。

その後会員の募集や研究員の派遣規定案なども整い、またスウェーデン側基金の設立準備も進んできたので、去る5月28日第2回会員総会および理事会を開いてこれらを議決した。これによっていよいよ活動が具体化されることになったが、今秋には第一期研究員を現地へ派遣する予定。

本年度は産業技術関係の分野から人材を求めることになったが、次年度より漸次、医学、経済、社会、政治、文化などの領域へと拡大される。派遣研究員に応募するには、所定の願書に戸籍謄本、住民票謄本、卒業証明書、履歴書、所属機関代表者の推薦状、健康診断書各一通を添えて事務局へ申込む。応募資格は大学院、研究機関、基金会員会社、学会のいずれかに所属していて、原則として大学の課程を終了した日本人となっている。派遣期間は2ケ年、1ケ年、3ヶ月の三種が設けられるもようで、奨学金は毎月9万円、ほかに横浜・ストックホルム間のシベリア経由旅費相当額が支給される。

老人用ホームヘルパー

—日本とスウェーデン—

Homehelper for Old Age- Japan and Sweden

小野寺百合子

Yuriko Onodera

日本とスウェーデン

日本政府は老人家庭奉仕員事業の補助金として、本年度は約6億円の予算を計上した。この金額は、ねたきり老人対策費7億円余の大部分を占め、ねたきり老人のための政府施策は、老人家庭奉仕員に集中されていることがわかる。このように日本でも政府がこの事業の重要性を認めだしたところではあるが、今のところ、まだ狭い範囲の老人しか対象になっておらず、一般にはそういう制度のあることさえあまり知られていない。

スウェーデンのホームヘルプ制度は、最近はずで社会保障制度の中で重要な地位を占めはじめ、政府は多額の補助金をこの政策実施のために出している。スウェーデンのホームヘルパーには次の三種類がある。

ホームメーカー（有子家庭の主婦に事故のあるとき、主婦代理、母親代理をする）

ホームサマリット（老人および身障者家庭を定期的に巡回訪問して世話をする）

ホームナース（両親が就職している子どもが病気などのとき、親の留守中子どもの世話だけをする）

実際の仕事上ではこれらは互いに融通しあうこともあるが、制度上の身分、料金、条件などははっきりとわかれている。日本の老人家庭奉仕員はこのうちのホームサマリットに相当するので、これだけを取り出して、日本の事情と比較してみることにする。

日本の老人家庭奉仕員事業は、昭和30年代の初め、大阪市と長野県下で活動を開始した。政府がはじめてこの事業に国庫補助金を出したのが昭和37年度で、そのときの設置市町村数は15、奉仕員数278人であった。38年度に老人福祉法が施行されてから、奉仕員数は年々増加し43年度には1,313人になった。本46年度では6,300人であって、1人23,900円の月給の3分の1を国庫補助金が賄う。政府は補助金を全国都道府県に配分し、事業は地方自治体が行なうものである。10年間に人員約23倍という数字は大きい、日本の総人口の中で、1人暮しの老人54万人、ねたきり老人20万人と推定されるなかで、この数の家庭奉仕員では約27,000人（44年度）しか援護できない。それでもはじめの頃は生活保護家庭しか対象にならなかったものが、所得割非課税家庭にゆるめられ、ねたきり老人だけではなく、身心障害のため日常生活に支障のある老人にも、僅かながら拡まってきた。

スウェーデンのホームヘルプ事業の歴史は、三種類のホームヘルパーがからみ合っているの、ホームサマリットだけを取り出すことはむずかしい。ホームヘルプ事

業の草分けは、1920年ウプサラ赤十字であって、それまでなかった新しい事業として、まず学校をつくってホームヘルパーを養成し、その活動についてははじめから労働条件を定め、身分を保障し、任務内容も明確にした。その後この事業は、赤十字以外の私的団体やいくつかのコミューンにも採用されたが、当時の家庭では人手は容易に得られたし、中流階級以上には家事使用人がいたから、ホームヘルプ事業は専ら低所得階級の老人、身障者、多子家庭に対する慈善的救済という性格を持っていた。

ところがその頃スウェーデンは深刻な人口問題に直面し、人口問題審議会は1941年、人口増加政策の一環として、児童保護、出産奨励の意味をもつホームヘルプ事業の推進を勧告した。1943年をはじめこの事業に特別国庫補助が出るようになったが、このときの布告によれば、国庫補助の対象となるのは、有子家庭で母親が病気や出産などの場合に臨時に援助するホームヘルパーだけであった。そのときのヘルパー数は学校教育を受けたもの200人、受けないもの160人で、補助金は給料の40%であった。ずっとあとになって、布告に追加条項が加わって、独居の老人および身障者家庭を定期的に巡回サービスするホームサマリットも補助金の対象とすることになった。

1960年になって政府はホームヘルプ事業を全面的にコミューンに乗せることにして、前の布告も特別国庫補助金も廃止した。新しい布告では、政府はコミューンに対し、コミューンの行なうホームヘルプ事業に補助金を出すことだけを規定し、社会庁はコミューンの事業活動を総監督し勧告を行なうものとなった。この年のホームヘルパー数は、フルタイム3,393人、パートタイム270人で、補助金は給料の35%となった。それ以来、全国コミューン（1971年464）には必ずホームヘルプ局がおかれ、ヘルパーはすべて地方公務員の身分を確保された。1971年2月現在、ホームメーカー3,830人、ホームサマリット58,238人、ホームナース797人である。国庫補助金は私立団体も対象となるので、上記の数には地方公務員でないホームヘルパーも少数は含まれている。労働組合の関係は、ホームメーカーが地方公務員組合(TCO)に、ホームサマリットとホームナースが労働者組合(LO)に属する。

ホームサマリットはこのように、一番歴史は古いのに国庫補助の対象となるのはおそかった。その間、給与は低く人が得られず、特技のない主婦の育児を終えたあと

の適職として、宣伝につとめた時代もあった。

今日のホームサマリットは、ホームナースとともにパートタイムの地方公務員で、労働条件は次の通りである。(1970年12月)

時間給 A地域 9.15kr B 9.25kr C 9.75kr

労働時間 最少限 週 18時間

フルタイム 週 42時間

通勤を原則とするが宿泊は 1月97kr (C地域)

有給休暇 フルタイム 24日(週日)

こうして身分が定まってから労働力不足はないし、現在男子350人が含まれている。1970年1月の最終週間のホームサマリット活動は

サービス家庭数 143,775世帯

サービス時間 679,464時間

ホームサマリットの任務は、普通は老人家庭の日常家事で、掃除、炊事、洗濯、買物などであるが、病気の老人には家庭看護、孤独感の強い老人には話相手という役割もある。長年家庭の主婦であった婦人にはすぐできる仕事で、教育を受けることは必ずしも義務づけられてはいない。現在のホームサマリット総数のうち、教育を受けたものは約5分の1にしか過ぎない。

ホームヘルパー教育は、社会省から文部省に管轄が移り、職業学校の中で全国で12校が持っているホームヘルパー学校が行なう。ホームサマリットコースはその中の一科であって、期間は5週間、160時間で、全日制でも定時制でも入学できる。課目は、保健学、看護法などの医学知識の時間数が一番多く、栄養食品、家事などの家政学の知識がそれに次ぐ。ほかに就労の心得と心理学が含まれている。しかし学校教育を受けるホームサマリットの数は少ないので、一般にホームサマリット教育用として、社会庁、労働庁は細かい案内書や手引を作製してホームサマリットに配布している。

ホームサマリットの歴史は、貧困家庭を対象に発足し発達してきた。今日のスウェーデンの老人はどの社会層に属する人でも、ほとんど若い世代とは同居しておらず、しかも家事使用人は全くなり、独居または夫婦暮らしの老人はすべて日常生活を自分で処理しなければならない。それが身体的に困難になってくると、その困る度合は収入の多少にはかかわりなく老人みな平等になったのである。サマリット事業は、老人の困る度合だけを尺度にして行なわれる老人援護の仕事であって、料金を余計払うからといって余計にサービスしてもらえないものではない。料金は派出先家庭の収入額(23段階)と家族数(1人~10人)から割り出されるのであって、最高額はその地域のホームサマリットの時間給に相当し、最低は無料である。

リーダーの役割が大きいことがこの事業の特徴である。ホームサマリット派出の要請があると、まずリーダーがその老人を訪問する。そしてホームサマリットのな

すべき仕事の種類、1週間のうち派出回数と労働時間、料金などを決めてきてから、はじめてホームサマリットを派遣する。このようにリーダーの任務が重いので、その資格がやかましい。全国に10カ所あるホームヘルプ学校のリーダーコースで、有資格者をさらに教育している。(4週、140時間)

居宅福祉とホームサマリット 老人人口の増加により日常生活に差し支える老人の数もふえ、老人ホーム入所希望者は増すばかりである。しかし完備した老人ホームは建設、運営ともに膨大な費用がかかり、老人は保護施設にはいると生活意欲を失ってしまう。スウェーデンは老人ホームの増設はせず、やっているのは昔の救貧院を改造して使っていた老人ホームを取壊して、新しいモダンなものを建設することで、戦後半数の老人ホームを建て直したとっている。老人ホームに代る老人のケアは挙げてホームサマリットの強化におかれている。ところが今日では、これをもう一步越えて、老人病病院に入院すべき病気の老人も、ホームサマリット、地域保健婦、地域医師のチームケアで自宅療養が可能となった。老人病病院は健康保険の運営であるが、老人ホームよりさらに数倍の経費がかさみ、ベット数は限られている。ホームサマリットの任務には、老人家庭の家事に加えて、家庭看護の知識がますます要求されるようになってきた。将来は看護婦に近いホームサマリットを特別に養成して、自宅療養老人専門のサービスに当らせる考えがある。

老人家庭奉仕員の指導と将来 日本の国としては、老人家庭奉仕員事業に予算をつけ、それを都道府県に配分はするが、受け取る地方当局側には、この事業に対する十分な態勢がまだできていないのが実情である。昨年発足した厚生省の外廓団体である財団法人老人福祉研究会は、全国的に老人家庭奉仕員事業の指導を受けもって、制度の効果を上げるための努力をしている。全研究会は本年3月、第1回全国老人家庭奉仕員中央研修会を開き、各県から老人家庭奉仕員の代表を参加させて、日本ではじめての奉仕員教育を行なった。出席した代表者は県に帰ってそれぞれ研修の結果を報告するのである。同研究会はさらに本年度中には、全国を6ブロックにわたったブロック研修会、地方ごとの地方研修会、海外派遣研修会を計画である。また研究会の編集による「ねたきり老人のお世話」「ホームヘルパーの手引」を全国の奉仕員に配布している。

日本における老人家庭奉仕員の教育は、こうして本年より漸く初まったところである。しかし当局でも、老人福祉は施設保護よりも居宅福祉をという方針でいることだから、居宅福祉に重要な役割をもつ家庭奉仕員の資質向上のため、学校教育その他の養成、プログラムが検討されているのは当然である。

厚生省は本年3月に大型の老齢者対策プロジェクトチームを設置した。老人家庭奉仕員事業はその第4部会「居宅サービス、福祉施設に関する部会」で取り上げられるのであろう。今後どのように発展していくものか期待される場所である。

日瑞両国における老人問題の比較研究 — (1)

Komperativ Studie deträffande åldrings problem i sverige och Japan- (1)

立正女子大学教授 菊池幸子

Prof. Sachiko Kikuchi.

I. 両国比較のための視点—理念型としての福祉社会
両国の比較研究を行なうには、両者とも共通な社会基盤に立って、問題の所在を焦点づけなければならないが、衆知のとおり日本は自由資本主義国、スウェーデンは混合経済を主軸とする福祉国家であり、相異なる社会体制にあるため、同次元で直ちに比較検討の対象となりにくい。

そこでわれわれは両国の比較分析のために「理念型としての福祉社会」を想定し、思想上の理論仮説とする。社会福祉を考察するに当って従来は、経済的物質的福祉を優先的に考えがちであったが、本論における考え方は、福祉社会の下部構造は経済的物質的福祉であるが、上部構造は非物質的精神的福祉となる。前者を福祉建設の第一段階とすれば、後者は第二段階であり、高度に発達した福祉社会では、第一段階を達成したうえで、第二段階へと上昇してゆくものとする。スウェーデンは現在も高度に発達した福祉国家であるが、理想実現のための建設過程としてとらえることができる。日本もまた「経済成長」を政策上の単一目標とした時期から「国民の生活福祉優先」の政策に転換すべき移行期にさしかかっている。両国における福祉建設の程度差は甚しいとしても、「福祉社会における老人対策の比較」ということに焦点づけて考察することは可能であろう。

さて老人問題の指標であるが、大別して行政施策の面と個人的対応の二側面からアプローチすることができる。ところで物質福祉の面は老後生活の保障として、(1)老齢年金、(2)老人住宅、(3)老人の就労、(4)老人の医療保障、(5)老人のケアなどが含まれるが、精神的福祉面では(1)家族制度と老人の座、(2)老人の人間関係、(3)社会変化と老人の再適応の問題などが含まれる。原則的には第一段階の物的生活の保障が確立したうえで、第二段階の精神的面での老人の生き方についての政策が実施されるべきであるが、現在のような激動する社会においては、世代交流や老人の社会再適応など、適切な老後の生き方を急速に設計しなおす必要から、社会保障制度の未発達なたとえば日本のような社会では、第一、第二段階とも、その建設を平行的に進行させることもあり得ると考えられる。

II. 物質的福祉の面から

老人福祉に関する物質的保障として、年金住居、就労医療およびケアなどの指標があげられるが、本論では誌面の都合上、年金と住居の面に焦点づけ要約して述べることにする。

(1) 老齢年金

スウェーデンではA.P. (国民年金とA.T.P. (付加年金)の二本立を原則としている。A.P. は1913年に

The National Pension Act が成立して以来継続し、最初は個人の積立方式を主とし一部を税金による政府資金で補助した程度であったが、1946年の法改正により、個人の積立方式は廃止された。財源の大部分を国庫負担として満67歳以上のすべての国民に対して男女差なく支給実施されたのは1948年1月以来である。支給額は物価上昇によるスライド制によって決定され、年々増額しているが、例えば1970年1月では単身者で年5,400 クロナ (約37万8,000円)となり、最低生活は保障されるに至っている。A.T.P. は保険方式で、現職中に収入に応じて保険料を払い込み、67歳以後に払込み額に比例して支払われるもので、1960年1月から徴収が開始され、1990年でなければ本格的な給付は行なわれない。したがって現在の老人にはまだ実質的な恩典はないが、これが支給開始されると、A.P.に上のせて給付されるので、老後生活も現職時代の能力による社会活動の成果を反映させることができるであろう。

日本には各種年金が存在するが、スウェーデンにおけるA.P.のように全国民を対象とする一律年金はない。政府が取扱かう公的年金の代表的なものとして一般被用者を対象とする厚生年金 (対象者約1,918万8,000人)および国民年金 (対象者約2,099万6,000人)で、いずれも積立方式による保険制度である。前者は1954年以来実施され期間20年間で給付額は平均年額約93,800円となる。後者は1959年以来実施され、期間は25年で、その間の掛金は一律200円 (20歳~34歳)と250円 (35歳~59歳)であり、給付額は年額19,200円、いわゆる一万円年金である。これらの他、国家公務員、地方公務員およびその他の職種別共済組合などの年金が存在するが、いずれも所轄官庁も組織体系も異なり、複雑を極める。

ここで両国における年金制度の長短を比較すると、次のような二、三の問題が指摘され得るであろう。

まず年金制度の面からみると、各種の複雑な保険制度が存在する日本の制度は多元社会に適わしい様相といえるであろう。個人の能力次第でいかにも社会的権威と権力を獲得できる日本では、現職時代の実力が老後の生活維持にそのまま反映する点は、生産年齢に該当する時期に各人の勤労意欲を高めるという意味では確かに効果がある。一律の国民年金の給付によって老後生活を支える現在のスウェーデンの制度より、この面では優れているといわなければならない。しかし、社会活動の面で実力の弱い多くの国民の老後生活の保障がない点は、日本の年金制度の最大の欠陥となる。国民年金の給付額19,200円を月額にして約1,600円となる。現在の物価高のなかで、老人は一体1か月に何日間の生命維持が保障されることになるのであろうか。ちなみに現在は経費老人ホ

ームの入所費が9,000円～13,000円を必要とする時代である。福祉社会の原理にしたがえば、すべての国民の最低生活を保障できる国庫負担による国民年金制度が確立したうえで、現職時代の能力を老後にも反映できるように保険方式の年金制度が付加されるべきである。このような意味からA.P.とA.T.Pが二本立てで完全に実施される1990年以後のスウェーデンの年金制度が、理想の形態といえるであろう。

次に年金支給開始の時期であるが、スウェーデンでは満67歳の定年退職と年金支給の時期が一致しているのが問題はない。ところが日本では多くの企業の定年は55歳、公務員で60歳が普通である。にも拘らず、年金支給開始の時期は厚生年金で60歳（女性55歳）、国民年金で65歳となり、定年退職時との間に5年～10年間のずれがある。この制度が改正されない限り、たとえ最低生活を保障できる国民年金制度が確立しても、老人は定年後の5～10年を必然的に再就職して労働しなければならないのである。老後の就労は、健康が許す限り社会的役割を果たすとか、生きがいを求めるために行なわれるのが、福祉社会の原理であって、生命維持のために就労することがあってはならないのである。1966年の統計によると、国民一人当りの所得に占める年金の給付水準（65歳以上の給付として）は、スウェーデンが最高で45%、日本はわずか9.5%にすぎない。ちなみにイギリス39%、フランス35%、アメリカ38%である。日本でもせめて国民所得の40%まで持ち上げるならば、経済大国としての福祉社会の建設が高度に発達したといえるであろう。

(2) 老人住宅、住居

老人の住宅については、1940年代までは、スウェーデンでも放置されたままで、多くの老人は古い家屋に不便な非合理的、非能率的な住い方をしていた。1940年代の一般市民の住宅は高い文化設備をそなえ、古い家屋も近代的に内部改造され、その水準はヨーロッパ第一といわれた。1940年に政府が老人専用アパートの建設を行ない年金受給者の約5%は入居できた。1948年にはストックホルム市が卒先して住宅手当の支給（年金以外に収入のない老人）を初め、1955年には住宅手当が全国的に制度化された。1967年以後現在のスウェーデンにおける老人の住宅はa個人アパート、b老人アパート、c混合アパートの三種類ある。

a 個人アパート……主として都心にある従来からの個人アパートで、設備が悪く不便なものが多い。建築が古いだけに、採光、通風も悪く健康維持にも不適切であるから、公営の老人アパートに移住するよう進めても、住み馴れた環境を離れたがらない老人の保守性が、移住を拒否する。

b 老人アパート……都心を離れた閑静な場所に「老人村」とでもいうような区劃を作って、老人専用建設されたアパートである。1954年から建設され、年次ごとに約1,000戸の割で増加し、1967年で約38,700戸に達しているが、スウェーデン国内の全高齢人口の約5%を収容しているにすぎない。ここでは各アパートの他に共有のホール、趣味の部屋、レストラン、中央調理場、医療サービス機関および附属の工場を設備していることから新しい意味の老人ホームといえるであろう。老人アパートは内部設備も備い便利であるにも拘らず、老人は若い世代と隔離された閑静な「老人村」に引き込まれるのを喜ばない。

c 混合アパート……1960年から建設され、活動的な街のなかにあって、老人用住宅と若い世代用住宅とを併設

したものである。ここでは老人住宅と若い世代の家族住宅とが同じ建物内にあるので、必要に応じて親子の協力的ないし若い人たちとの世代交流ができる。異世代間の連帯交流を原理とするスウェーデンの福祉政策の推進のためにも、このタイプの住宅建設が急激に進められ、1967年には24,221戸に達している。しかし、福祉国家スウェーデンにおいても、老若の世代が同じ環境に住みながら、両者の精神的相互依存ないし交流が行なわれがたく、いわゆる世代断層が解消しないため、スウェーデンにおける住宅・住居政策の今後の課題となっている。

スウェーデンに比較して、日本の住宅政策は貧困といわなければならない。老人世帯向けの第二種公営住宅は1964年から着手し、64年の70戸から67年では701戸と約10倍に増加した。しかし、15年後の1985年には専用住宅を必要とする老人世帯は150万と推計されているのに、とても追いつける数ではない。加えて第二種住宅は一般向住宅を老人に割当てたもので、場所、間取り、設備等も老人に適さない面が多い。政策の貧困にも拘わらず日本の老人の居住についての救いは、長い間継続してきた直系家族の慣習的残存が、老人同居の大家族形態を可能にしていることであろう。1963年の高齢者調査によると、家族と同居者79.9%、別居者14.4%となっており、同居者のうち75.5%まではそのまま同居したいと望んでいる。別居者でも4.9%のものが「できれば子どもと同居したい」といっている。

ここで両国の老人住宅の政策を比較すると、日本の場合は専用住宅の絶対数が足りないばかりでなく、老人住宅に対する政策上の基本方針も確立していないといわなければならない。その点スウェーデンでは老人アパートか、混合アパートかと、福祉社会の原理にもとづいて、幾度かの試策を重ね、少しずつ向上させてはいるが、まだ理想的な段階に到達していない。老人住宅としての適切性は、個人アパートか老人アパートかといわれても、何れも一長一短是非を決めがたい。たとえば Open Care を主体にし、自由に行動できる面からは個人アパートの方は有利であるが、寝たきり老人になる場合の収容のことを考えると老人専用アパート（医療センター附設）が好都合である。また若い世代との連帯交流を考慮した混合アパートの建設がなされ老若世代が同環境に住んでも、実質的な世代交流は行なわれがたい。長い間のうちに核家族の制度が生活様式および生活感覚のなかに浸透し切ったスウェーデンでは、老人の孤独や老人世代の隔絶の課題として、住宅政策から精神的福祉の面に課題を提出している。日本でも核家族化の進行とともに、老人同居の大家族は減少するであろうし、老人世代の隔絶も遠からず課題となるであろう。

老人住居の理想形態はまだ見出し難いが、未来においては各世代独立生計を営みながら協力し合う新しい三世代を含む大家族の制度化案なども提案されている。理想的な住居形態としては、一部スウェーデンで試作されたコレクティブハウスまたはサービスハウスなどがあげられるであろう。これは老人用の1DK～2DKと若い家族用の3～4DKを共通のリビングルームで連結し、生活はお互いに独立しながら、団らんを共にするものである。さらにビル内に診療室、食堂、日常生活に関するサービス機関が附設されたとすればなお結構である。〔資料、スウェーデンの老人福祉（資料第6号）深刻化するこれからの老人問題（国民生活審議会、老人問題小委員会報告）（つづく）

「交通犯罪を犯した運転手の処遇は 刑務所に入れずに」

New Treatment for Traffic Offenders

5月12日(土)に開かれた Lund・アカデミーの法律家部会の会合で、前高等裁判所長官 Maths Heuman 氏は次の国会に「社会内保護を受けることを義務づけた保護観察」という交通犯罪者に対する新しい処分をふくむ新交通犯罪法が提案されることを明らかにした。

その提案によると、これまでの調査で運転手の80~90%はアルコールの嗜癖をもっているとのことで、取締及び事故の際には呼吸検査と血液検査を義務づけ、また上記の保護観察の判決には一般予防の観点から罰金を併科するとのことである。拘禁刑は存置されるが、その比率は1.5%から1.2%に減少する見込である。

しかし、この提案に対しては批判があらわれており、高等裁判所判事の Gustaf Petren 氏は、国際的協力という観点から、地域での保護手段の可能性と刑の緩和の妥当性について疑問を投げかけており、また法廷精神医の Bo Gerle 氏はこの保護手段への強い反対をおそれ、「この保護は、保護を受ける者の協力が得られなければ決して効果は生じない。大多数の者は強制された開放処置よりも拘禁刑を選ぶだろう」と述べている。

(J. S.)

スウェーデンの低所得者について

Låglönerna i Sverige

スウェーデンでは、年収1万6千クローナ(112万円)以下のものは、一応低所得層の中に入る。現在この層に入る人たちの数は、45万4千人といわれているが、その大部分はパートタイマーではない。

低所得調査の結果は、低所得と生活水準の(保健、金まわり、財産、自由時間等々)との間に関係があることを証明している。ところが、住宅の居住面積に関するかぎり、低所得層とその他との間に大差がないという。さて低所得者は何処にいるか調べて見ると、小売業に5万7千人、農林業に3万5千人、看護職に3万4千人、教育関係に3万3千人働いていることが判明した。工業部門には、低所得者は極く僅かしか働いていない。さて、どうして低所得者に落ちるかという、家庭で仕事をする(96%)、衛生作業や個人サービス(46%)で働くこと、ホテルやレストランで働く(44%)こと等が数え上げられている。なおカッコ内の数字はその業界の低所得者の割合である。要するにこれからの成長産業といわれるサービス部門は、工業部門よりも低所得傾向を持っているといえよう。

(M. O.)

家庭で主婦専門の方がぜいたくである

Hemmafru Iyxkonsumtion

スウェーデンの中央統計局の調査によると、共稼ぎの

家庭の夫婦の消費支出は、独り稼ぎに比べて余り多くないことが判明した。この傾向は世帯主が中年層(40乃至49才)場合にははっきり出ている。なお一般にこの年層の家庭では結婚している婦人の就職ケースは、その他の家庭に比べて断然多く約60%に上る。

この年代の共稼ぎ家庭の消費支出は、独り稼ぎ家庭に比べて年間約300クローナ多いだけである。若い年層の共稼ぎ家庭の消費支出は、中年層よりは多く、婦人が主婦専門である場合よりも、年間2,000クローナほど多い。

これから考えると、夫婦共稼ぎは所得平等政策に大きく寄与していることが判る。

(M. O.)

毒物回収のキャンペーン

Kem-rest-insamling i Södertälje

今、大ストックホルムの南のセーデルテリエ・コミュニティで、企業や家庭から出る化学製品の廃棄物回収大キャンペーンが行なわれている。このキャンペーンの始まったのは4月1日、10月1日まで続くはずだが、もちろんこれは実験的な試みである。この試みには、毒物取調委員会(Giftnämnden)やコミュニティ連合(Kommunförbundet)やスウェーデン廃物再生株式会社(Sakab)が協力している。このキャンペーンが成功した場合には、全スウェーデンもこれにならって立ち立ることになるであろう。

1964年からすべての毒物は棄てる時、確実な方法で無毒にするように規定されている。その後環境問題がやかましくなり、先年DDTに類する殺虫剤が使用禁止になった。そして1972年からコミュニティが、その行政区域内の廃棄物処理について、全面的に責任を負うことになった。古い薬びんやいかがわしいものに洗剤や錠剤、溶剤その他薬品の粉末を入れてごみ箱にすてたり、下水に流すことは一切禁止されている。

以上のような経緯から、シェデルテリエのキャンペーンを見ると誠に興味深い。程度の大小は別にしていやすくも有害なものの市販する場合に責任を持っているものが、その廃棄物の処分を取扱うということは、至極当然なことである。

キャンペーン期間中、関係記事は新聞雑誌で発表され、成績は悉く家庭に頒布され、掲示板で公示される。

古い錠剤や、染料や油の残りはみなそれぞれ薬局や塗料店やベンジンステーションに手渡すことになっている。

保健所は回収者から廃棄物を引き取って Sakab に引渡す。回収品の大部分は焼却されるが、極一部ではあるが焼却出来ないものもあるという。

将来のことを考えて、回収品をどう区分すべきかが、問題になるだろう。この点から見て、回収所の仕事を正確に観察し分析することが必要になる。

試験成績を評価するために、10月1日以後に懇談会が催される筈である。この試みのために毒物調査委員会は10万乃至13万クローナの補助金をコミュニティに出している

我国でもこれ位のことは出来そうなものではあるまいか。(Ny Teknik)

(M. O.)

百貨店も不景気

Stagnation för varuhusen

スウェーデンの百貨店の1971年第1四半期の売上げを見ると、1970年の同期に比べて約6.5%増加している。しかしこの間にスウェーデンの消費物価は取引税の増税を含めると、8%だけ上がっているから、百貨店の実質売上は幾分下ったことになる。1960年代の百貨店の売上増は実質5乃至8%で1クローナ計算では10乃至15%増に相当するものであった。従って百貨店コンツェルンの中には、多額の在庫投資を行なっているものも少なくない。これが当分フルに利用することが出来るとなると可成り痛いことになる。

1971年の第1四半期分を分析して見ると、食料品の方は13%増加している。なお食料品の売上はスウェーデンの百貨店では、全売上げの3分の2を占めているという。ところで食料品以外のものを見ると、価格計算で僅かに約1%増にすぎない。ここで注意を要することは、百貨店は相変らず小売店の食料品以外の売上げを侵略しつづけているということである。

食料品以外の商品の売行き不振は、スウェーデン社会の不景気の反映であって、特に小売商にとっては苦しい時期であるということが伺われる。従来この商品グループの売上増は、百貨店7-12%、小売店6-10%が常態とされていた。今後このような変化をもたらしたのは、百貨店が小売店を食ったことにあるといわざるを得ない。

末端配給機構の現況を見ると、百貨店にとって1960年代の全盛は、昔の夢となったような観がする。

もちろん1971年の第2四半期になると、幾分この景気が上向くことも期待されないわけではない。なお第3四半期になると、賃上協定の成立によってサマー・ラッシュが来ることもあり得る。しかし総括すると1971年はスウェーデンの百貨店にとっても、小売商にとってもStagnation 期ということになる。

1970年と1971年の第1四半期の百貨店の地区別売上を比較すると次のとおりである。(1970年分を100とする)

地区別	食料品	その他	合計
1 大都市都市内地区	103	94	94
2 大都市周辺地域	122	110	116
3 中都市市内	113	99	105
4 町 村	112	103	108

なお百貨店の総売上高(百万クローネ)

食 料 品	802.7 (+13%)
そ の 他	824.2 (+0.9%)
計	1,626.9 (+6.5%)

となっている。

(M. O.)

野党の支持を得た社民党

The Palme Government supported by the Opposition

歴史は、対立を見ると、悪魔のように悦に入る。先の選挙で社会民主党が過半数を取れなかったとき、議案を通過させるために社会民主党は共産党と手を組まなければ

ばならないだろうと予想された。17議席を占めた共産党が、163議席の社会民主党と、170議席の野党(中央党・自由党および保守党)との間の力のバランスを事実上、左右すると考えられたからである。

これまでのところ、全く予想に反したことが起きている。新しい一院制の議会で行なわれた三つの重要な決定において、パルメ政府は、共産党を回避し、他の野党の支持を受けたのである。

最初の試練は、政府が、小規模の新聞社の倒産を防ぐために、公告税案を提出したときであった。これは、基礎的免除額を2億1,600万円とするほか、公告税として新聞には6%、雑誌には10%を課し、その見込み収益35億6,400万円のうち、23億7,600万円を小規模新聞社への補助金とし、10億8,000万円を政府の公害宣伝費に当てるというものである。パルメ首相は中央党のヘドランド党首の考えを打診し、多少の変更を加えて彼の協力を確実なものとした。そして、小規模でかつ最も逼迫した新聞社の多くが支持していたこれらの二大政党が共同で法案を提出したのである。

二番目の問題は、文官と知的職業人が行なった22%の賃上げスト後の長引いていた争議に、停止命令を出すべき時期に生じた。ストの影響は社会福祉事業、運輸、学校および他の各種の公共事業にまで及び、さらにブルーカラーの働く産業の閉鎖もありうるとあやぶまれた。この争議が被雇用者と雇用者の争議であるというよりは、ルーカラー組合とホワイトカラー組合の争議であり、かつその解決には骨の折れる、恐らく何カ月もの過程が必要であろうということが明らかになったときに、冷却期間を6週間とする総職場復帰法案が起草された。政府は3人の野党党首の意見を聞き、国会議員350名のうち279名という大多数によって法律を制定した。反対したのは共産党と保守党の少数者とだけであった。

この法律を先ず制定し、その後特に武官を含む国家公務員のストおよびロックアウトの制度を全面的に再検討すべきであるということについて、各種の被雇用者グループ間よりも、4党の党首の間で、より強い意見の一致をみていた。組合の指導者の中には、この法律が将来ブルーカラーの交渉に政府の干渉を許す前例となるのではないかとみる者もいた。

しかし保守党党首イエスタ・ポーマンは、次のように説明している。「われわれが介入せざるをえなかったわけは、事態が経済および雇用の問題にとって極めて重大であったからである。この法律は、争議の相手側に圧力を加えるために雇用者たる国家がとった措置であるとみなすのではなく、反対に、交渉を助長するためのものとみるべきである」と。

第三番目の反撃は、EECに対してとった政府の態度をめぐって起きた。政府は、欧州経済共同体に加盟国としての完全な資格を求めることは、スウェーデンの中立と相いれないものであると決定した。外交問題諮問委員会の席上で、一定の留保意見を表明してはいたが、野党側の2人がこの政府の立場を支持した。

政府の覚え書きには、スウェーデンは、加盟国との権

(11頁へつづく)

スウェーデンにおける未来研究

Framtidsstudier i Sverige

顧問 小野寺 信

Makoto Onodera

組織好きのスウェーデンは、今盛んに未来研究に熱を上げ、研究組織や国家統制の可否そして未来研究所のあり方などが、熱心に論ぜられている。

なお未来研究と長期計画は往々混同される。未来研究の目的は、発展が今までのように継続する場合に、将来の社会環境がどう変わるかを解明することにある。これにはもちろん新しい技術や政治経済その他もろもろの発展の方向に影響を及ぼす要素が考慮に入れられる。したがって未来研究の第一の仕事は、もし将来何も異変が起きなかったなら、何が起きるかという情報を提供することになる。

未来研究の第二の仕事は、予想される将来の環境について討論することである。討論は予想される社会発展の形態とこれに対する価値観が中心になる。

長期計画の目的は、組織的研究を基礎にして企業その他の機関に長期および短期行為の下地を提供することである。なお企業の長期計画は、個々の個人を対象とするだけでなく、一つの管理されたシステムとして発展を追求するものであるから高度に行動的な方向を取ることになる。

未来研究は長期計画にとっては、非常に役に立つが、長期計画そのものとは趣を異にしている。業界で主導的地位を占めている大企業や組織は、将来の発展目的および価値観に大きな影響を与えることができることは申すまでもない。しかし大多数の企業の状態は、めいめいの発展に最善を尽しているのが精一杯である。

未来研究と長期計画とを、このように区別した上で、スウェーデンの民間企業が、本当に未来研究を行なっているかどうか調べて見ると結論は「ノー」である。これに反して多くの企業は長期計画のために組織を作り、部分的には既にその結果を実際に利用している。しかし本格的に組織化されたものは僅かに数社にすぎない。

従って以下の資料は一部のものを除いては未来研究というよりも、長期計画組織というべきものであるが、仮りに一括し未来研究として取扱った。

最近スウェーデンの工業科学アカデミー系統のある雑誌は、公私の企業95社にアンケートをくばって、未来研究の現況調査を試みた。これに対して解答をよせたのは、95社のうち84社であったという。

アンケートの解答を色わけして見ると、現に未来研究

を行っていないし今後10年以内に始める気のないのと、具体的な形式はとっていないがとにかく行なっているのと、特別の未来調査機関を持っているのが、それぞれ約3分の1ずつであった。

アンケートの質問要項は、現在行なっている方法、関係方面との連繋の要否、効果、将来に対する態度等であったが、これに対する解答は次のように出ている。

○未来研究は企業の躍進を意味する。

○実行はしているが、今のところ結果を判定することは出来ない。

○食欲は食べながら出て来るものだ。未来研究は積極的に進めれば進めるほど、値打がわかって来る。

○今行なわれているのは、ブレinstoering、傾向探求法や、デフレプロセス等である。

○未来学研究所（単または複数）の設立が望ましい。

工業科学アカデミーの提案している半官半民の未来学研究所設立に賛成するものは、過半数である。

しかし互に競争させるためには、半官半私のもので外に幾つかの研究所がある方が望ましい。

雑誌の編集局責任者は、アンケートの解答の趣旨を確めるために、関係企業側からインタビューをとったところ、その結果は次のとおり出て来た。

○アンケートの解答から、未来研究気運が昂まっていることが伺われる。

○都市計画には未来研究の協同が必要である。

○そこで企業が未来研究システムをどう社内に導入しているかという点、もうすでに未来研究の手法を売物にしている会社もあった。未来研究的に業務を1985年までに推進するためには、少なくとも1985年までに、何時も6カ月計画を持っていなければならない。

○1970年1月、未来研究調査会は、70年の未来研究について討論を試み、この年の夏になって成案を得た。

○未来問題研究所設立案の主唱者は工業科学アカデミーであったが、あまり同意が得られなかった。しかし新たに、協会と資料を持つ仲介センターがスタートした。この新組織と工業界との連絡は円滑に行なわれている。

スウェーデンの政府機関の未来研究の取上げ方は、最

上級のもの、最下級のもの、両極端である。しかし最上級のものでも、政府と国会から与えた枠の内だけで仕事が出るので、いささか期待に外れるところがある。従って仕事の進め方も、投資の大部分が長すぎて、償却が30年にも及び、投資方法そのものも現実の要求で決定されるなど、内部的に矛盾だらけである。これについて若干の例を挙げて見よう。

経済防衛庁は、任務上、未来研究を無視するわけには行かない。国営企業庁も新に、デルフィ方式でまとめた大規模の未来研究を公表した。エネルギー委員会はエネルギー問題の長期計画に取組んでいる。技術開発庁は長期研究開発計画を熱心に検討中である。北欧社会問題研究所では、未来計画を立案することは当然のことであるが、すでに1970年4月20日未来学またはこれに相当する問題の講座を開講した。もちろんこの講座は、未来分析の一般原則に関するものだけである。

スカンジア・コンツェルンは未来学に熱心な唯一の保険会社である。外の某保険会社も近くスタートすることになっている。その他某生産会社（環境部門）もスタート準備が終った。銀行も保険会社も未来研究に対する態度は区々である。

しかしここで一つの傾向を認めることが出来る。それは通信機のような長期投資的製品や自動車のような耐久消費財のメーカーは、可成り積極的に長期計画に取組んでいる。しかし計画期間は10年が限度である。ある林業会社が未来研究に対して極めて拒否的である。これはこの部門の不振に関連するものではない。これはこの業界独特の傾向である。スウェーデンの典型的な林業鉄鋸兼業の某会社の如きも、未来調査は鉄の方だけで立派に行なっている。

外国会社の代理店または子会社は、スウェーデンでは未来調査を行なっていない場合が多い。

アンケートに解答を寄せたある大卸売会社で未来調査

【9頁よりつづく】

利・義務を明確に定めた特別協定の形を執って、EECと緊密な連繋を求めたいと述べられていた。さらにそれには、スウェーデンは、工業製品および農産物の双方から成る関税同盟と、拡大された西ヨーロッパ市場が能率的に機能し、かつ参加国が相互の貿易から最大限の利益を得ることを保証する措置とに参加する用意があると述べられている。

オロフ・パルメ氏が中立に大きな重要性を与えたという事は、先の二つの機会と同様、今回も、野党の尊敬を勝ちえた。彼の立場は、特にヘドルンド氏によって是認されている。ヘドルンド氏は70歳で、今年の後半に引退する意志を表明しているが、目下のところ、実際以上

問題について根本的に検討した。しかしこのときの話は長期計画のことで、いわゆる未来調査のことではなかった。

スウェーデンの連鎖百貨店は、未来調査を行なっていない。驚いたことには、KFも同様である。激しい市場競争に加わっている公報業者も全然未来調査を行なっていない。ただ一つの例外はスウェーデン電公社が、消費研究所にこの仕事を依頼していることだ。

ある種の工業部門たとえば精糖工業の如きは、関税問題、国際価格および市場協定について調査を行なっている。その他の部門例えば造船業界は共同で調査機関（スウェーデン造船研究基金SSF）を持っている。

なお将来設立されるであろう民需未来研究について、アンケートの解答者たちがどんなイメージを持っているか。分類して表に現わして見よう。

特別な未来研究所設立の価値評価

	研究所なしでもよい	特別組織によらずに	特別部門で	計
大きな期待	6	7	11	24
ある程度の期待	14	16	9	39
あまり期待しない	1	1	0	2

特別な未来研究が設立された場合の運営法

	研究所不要	定まった組織をとらずに	特別組織で	計
幾つか競争させる案	4	3	5	12
国立の一研究所案	1	1	1	3
政府と経済界との合作案	15	13	10	38
経済界で一研究所案	1	2	0	3
その他の別の方法で	3	5	2	10

政府経済界合作案が首位を占めていることは、注目し値する。

なお1980年代に完成するストックホルムの衛星都市Järva Cetrum-Hantaの建設計画は未来研究から見て極めて興味深いものであることを附記して置く。

に与党と一体であるかの如くに振舞うことによって、社民党の考えを横取りしているように見える。3月の世論調査では、中央党の人氣が上昇し社民党のそれが低下したが、4月には両者とも伸びた。共産党よりもむしろヘドルンド氏の方が、少なくとも当面の間、意志決定の操作の鍵を握っているようにおもわれている以上、恐らく歴史が彼に引退を延期するように説得するであろう。

この4党の協調によって、議会の決定が、敏速にかつ威信を失わずに行なわれうることが示され、さらに政府に、その少数党の立場から予想しうる以上に強力な権限が与えられたのである。周囲の状況が性格の激しい、率直なパルメ氏をして旧式の戦略と掛引きの術を養うことを強いているのであろうか。(M. K.)

【好評発売中】

B6版 275頁 写真 90葉 定価 780円

スウェーデン社会研究所編

スウェーデン

——自由と福祉の国——

アメリカに次ぐ国民所得、世界で最も高い福祉水準——それを支える自由への強烈な意志！新しく工業国として甦った森と湖の国の全貌

第一部 経済成長と福祉、第二部 教育と創造的人生の追求、第三部 人類の平和と理想を求めて

芸林書房 東京都文京区水道2-12-2 電話東京(945)1731

【活動メモ】 Activities

◆研究会活動 Study Meetings

- 6・12 老人問題研究会「老齢年金の権利保障」講師 国井国長氏（国井生活保障研究所長）
- 6・19 経済産業・福祉国家合同研究会 日瑞共同比較研究（経済成長と福祉）の英文レジメ打合せについて
- 6・25 政治外交研究会 「総選挙とスウェーデン人の政治意識について」発表者 岡野加徳留氏（明治大学教授）
- 6・28 教育研究会「わが国の第三の教育改革とスウェーデンの教育改革との対比」発表者 中嶋博氏（早稲田大学教授）

◆日瑞往来 Persons to and from Sweden

- 8・21 丸尾直美理事はスウェーデンの経済政策、消費者活動など研究のため、およそ半年の予定で訪瑞する。
- 9・ 日本テレビ（NET）ではスウェーデンの都市政策、都市再開発、人間環境政策など取材のため訪瑞する。
- 10・ 佐藤竺会員（成蹊大学教授）はスウェーデンの都市政策、住宅政策など研究のため訪瑞する。

◆最近のスウェーデンに関する資料

Recently-printed materials on Sweden

- 小野寺信訳「スウェーデンにおける国防協力自由団体」外務省軍事問題資料第26号 1971・4
- 小野寺百合子訳「スウェーデンの民間防衛『もし戦争になったら』との市民むけハンドブック」

◆資料パンフレットの発行 Pamphlets

- 丸尾直美「福祉指標によるスウェーデンと日本の比較」上、下（資料第10、11号）
- グンナー・ヘクシャー博士述、小野寺信訳「スウェーデンの国防政策と国家安全保障の諸問題」（資料第12号）

◆資料室から from the Library

読者でスウェーデンに関する著書、論文等をご発表の際は、抜刷りもしくはコピーをご寄贈下さるか、掲載誌名をお知らせ頂ければ有難いと思います。本誌に資料として掲載、読者のご便宜に供したいと思ひます。

◆スウェーデン大使館に経済アタッシュ New Economic Attaché at Royal Swedish Embassy in Japan

在日スウェーデン大使館に、新しく経済担当官として Berndt Ahlqvist 氏が着任した。

【1頁よりつづき】

その実際活動の本拠となるもの。スウェーデン国立投資銀行は株主の一つで、10億円の資金供給も行っている。地上9階、地下1階、床面積2000坪のこの建物は今年12月に完成、来年2月21日にオープンする。開館式にはスウェーデンから大臣や技術使節団が来日し、産業デザイン展も催される。同センター日本総支配人には現トレードコミッショナーのイングマル・リリエクヴィスト氏(Ingmar Liljenqvist.)が就任する予定。



リリエクヴィスト氏(写真)の説明によれば、同センターの地下にスウェーデンの有名なレストラン会社が進出し、初めての本格的スウェーデン料理をはじめるといふ。1階はスウェーデン産業の常設展示場、ボルボ、サーブ、ハッセルブラードなど有名企業の店舗が入り、2階に会議室、見本展示場、トレードコミッショナー事務所、カフェテリアなど。3階から5階にかけてスウェーデン系会社、同センター事務所、新会社のスウェーデンセンター・マーケティング株式会社などが入る。また5階は女性のためのサウナ・ヘルスセンターになる。会員制で、スウェーデン式美容法を日本女性にも広く利用してほしいといっている。ほかに近代設備の整った診療所も開かれる。6階から8階はスカンジナビア人のための15世帯分高級アパート。最近両国に設立された日瑞基金(Japan Sweden Research Foundation)のスウェーデン側日本事務所も置かれる。

スウェーデンセンター・マーケティング株式会社支配人には、現コミッショナー代理の古立知良氏が就任の予定で、日瑞両国の技術提携の斡旋、新商品の斡旋などあらゆる取引のコンサルティングを行なうという。